

昭和十二年一月二十三日 第三種郵便物認可
昭和十八年七月二十五日 印刷納本
昭和十八年八月一日 (毎月一回一日發行) 禁轉載

道路の改良

第二十五卷
第八號

社団法人
道路改良會

鋪裝報國

鋪

日本鋪道株式會社

社長 淺利 三朗

東京・大阪・福岡・札幌・京城・臺北・新京・橫濱・名古屋・京都

電話淺草(84)八二四一・八二四二・八二四三

東京都淺草區花川戶一ノ一松屋ビル七階

飛行場舗装 道路舗装

加熱式アスファルト
アスファルト乳剤
セメントコンクリート

アスファルト乳剤製造



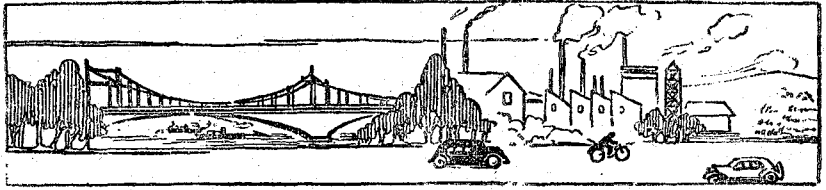
東京瀝材工業株式會社

本社 東京都日本橋區吳服橋一丁目三番地
(三和ビル)

電話(日本橋) 二六六六番
五五一一番

東京工場 東京都江戸川區長島町五七〇五番地
電話(葛西) 〇〇四〇番

鶴見工場 横濱市鶴見區市場町七七四番地



道路の改良 第二十五卷 第八號 次 昭和十八年八月一日發行

〔口繪〕 石川縣志雄町道路愛護の日石川縣修鍊農場愛護作業

卷頭言

研究

アラスカの歴史産業交通の概況(下)..... H T 生(平)

資料

曲げモーメントを受ける單鐵筋丁形梁の應力度算係數表(上)..... 日本大學工學部 小野竹之助(三)

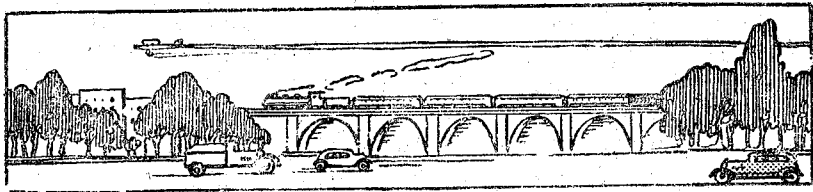
說苑

道路改良會首腦部と道路問題の推移 Ⅱ 近藤虎五郎氏 Ⅱ..... 清水 生(七)

ジャワの道路及自動車..... 清野謙六郎(三)

石川縣羽咋郡志雄町の道路愛護會作業及展覽會..... 木村石川縣土木課長(三)

氷川瑣言..... 比路 志生(啓)



時局日誌(六十九).....

Y H 生(翌)

内務省特報

◎地方行政協議會規程◎地方長官會議◎地方長官會議に於ける東條内閣總理大臣の訓示
 ◎地方長官會議に於ける安藤内務大臣の訓示◎地方長官會議に東條首相の要望◎九長官協議會.....(弄)

法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例.....Y A 生(空)
 通牒 地方公共團體ノ土木工事資材事務取扱要領ニ關スル件
 軌道運賃割引規程旅行停止ニ關スル件左ノ通定ム

雜項

◎大詔奉戴日と内相の訓話◎宮村國土局長の着任と挨拶◎大日本出版報國團結團式の舉行◎内務省土木試驗所の談話會◎昭和十六年度直轄工事年報◎侯爵大久保利武氏◎近刊圖書雜誌.....(九二)
 編輯室の内外.....(九五)

特典附
新會員募集

日本土木工學會 牧長士 彦七先生監修

實用土木講座

內務技監 鈴木雅次
前內務技監 谷口三郎
前內務省大阪土木出張所長 佐藤利恭
推薦

入會の絶好機
△初級一ヶ月三ヶ月修了。會費毎月一圓三錢。送料
△上級一ヶ月一ヶ月修了。會費毎月二圓七十錢。送料
二〇錢何れも前納

初級・上級共に完成!!
内容の一部
應用力學
鐵筋コンクリー
土木材料
河川工學
測量工學
砂防工學
水力發電
都市計畫
以上初級の一部
セメント系舗裝
基礎工學
農業土木
航空土木
高速鐵道
土木地質學
應用電氣工學
土木工事監督
以上上級の一部

東京都廳町區飯田町二ノ十一
日本土木工學會
振替東京二〇八三四番

新會員募集

鐵道工學會 長會學工道鐵 八田嘉明先生監修

鐵道工學講座

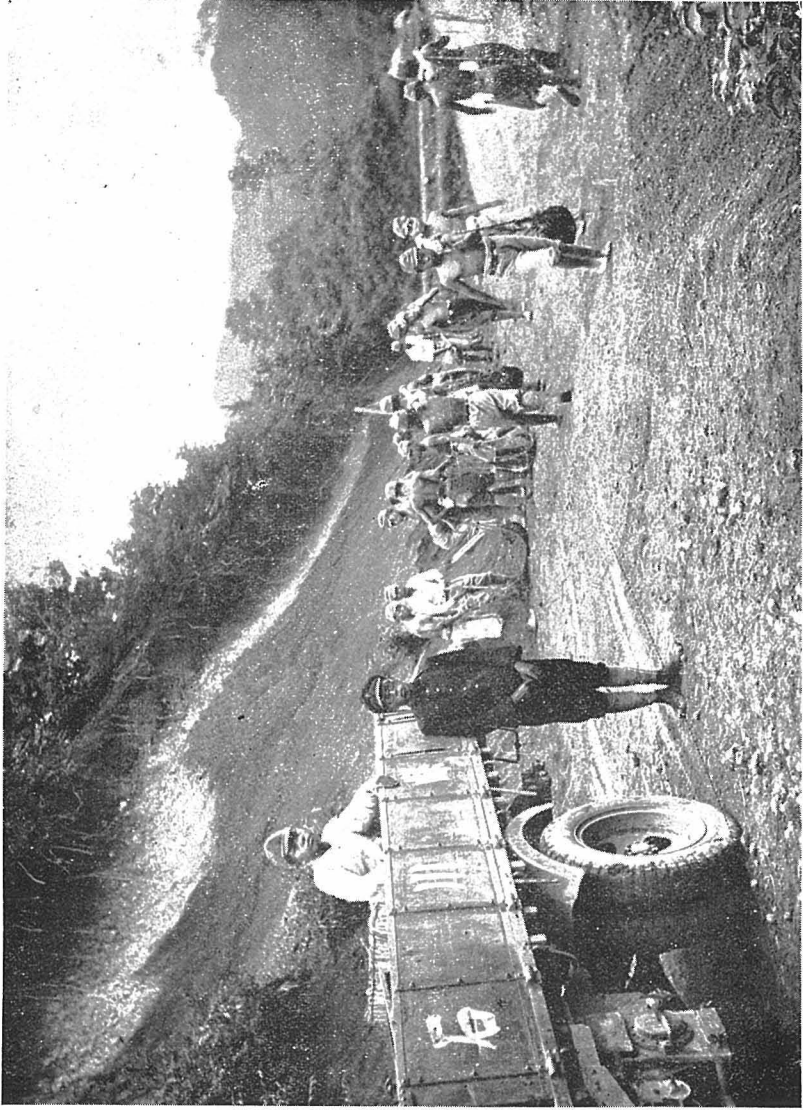
會費一ヶ月二圓
五十錢全卷三〇圓
送料二五錢

全十一卷內容概略

內容見本
申込
次集
急送

- 鐵道地質 鐵道技師 廣田孝一
- 線路選定 鐵道技師 大木利彦
- 線路土工 部長 西岡宏治
- 鐵道橋樑 教授 成瀬勝武
- 鐵道墜道 鐵道技師 佐藤周一郎
- 軌道構造保線 鐵道技師 川口祐廣
- 信號保安設備 所長 藤原孝一
- 停車場 鐵道技師 岡田信次
- 都市鐵道 博士 山崎匡輔
- 鐵道車輛 鐵道技師 多賀祐重
- 初級電氣工學 課長 池田陽男
- 工事關係法規 士學 中島安一郎

東京都廳町區飯田町二ノ十一
鐵道工學會
振替東京五二二七番



石川縣志雄町道路愛護の日 石川縣修鍊農場愛護作業

道路改良會編纂發行

A6判 一、二五六頁
レザークロス装束入

改訂
増補

道路職員必携

定價 金五圓

送料 内地 金二十錢
臺灣、朝鮮、滿洲 支那 金廿八錢

本書は道路改良會が夙に懸案としたる道路改良計畫並に其の設計及關係法令等斯道の指針としての良書編纂を特に技術及行政の權威者三十餘名に委嘱して其の執筆に依り完成したるもの、内容の豊富なるは勿論記述も精緻を極め他に比較すべき類書の乏しきものである蓋し斯界人士必讀の良書として推奨するに足る。

道路改良會編纂發行

目次
第一編 總論、第二編 道路の設計、第三編 土工、第四編 道路の排水設備、第五編 舗装の構造及施工、第六編 工作物、第七編 都市計畫街路、第八編 交通整理及街路照明の施設、第九編 道路材料、第十編 維持及修繕、第十一編 道路用器具機械、第十二編 示方書、第十三編 法規、附錄 測量に關する諸表、道路用語其他

最新刊

道路職員必携補遺

A6判 一四八頁
定價 金壹圓拾六錢
送料 内地 金八錢

本書は「道路職員必携」を改訂増補したる後に於て公布せられたる法規改正せられた示方書、鋼道路橋設計示方書案、木道路橋設計示方書案、鋼道路橋製作示方書案を始め法令の追加として重要産業團體令中改正、行政官廳職權委讓令等凡そ二十件を収録せるものにして「道路職員必携」と併せて必らず座右に備へらるべきものである。

目次
● 鋼道路橋設計示方書案
● 鋼道路橋製作示方書案
● 行政官廳職權委讓令
● 電弧熔接鋼道路橋設計及製作示方書案
● 其他法令追加二十件

大要

東京 都 小石川 區 好 文 館 書 店 電話 小石川 三〇九番 九〇九番

土木設計計算例集

愛知縣土木技師 田島治身著					
第 1 輯 無鉄コンクリート拱橋の近似計算法	B5	100 頁	¥1.80		
哈爾濱工大教授 高見太一著		上 120 頁	¥2.30		
第2.3.4輯 鉄筋コンクリート設計計算例	B5	中 100 頁	¥2.50		
神戸高工教授 江藤 禮著		下 120 頁	¥2.00		
第 5.6 輯 應用力學計算法	B5	上下 120 頁	¥2.50		
北支建設總署技正 有坂誠喜著		下 140 頁	¥2.70		
第 7 輯 馬蹄型水路断面計算法	B5	90 頁	¥2.00		
海軍技師 田島治身著					
第 8.9 輯 木橋の設計計算例	B5	上 200 頁	¥3.50		
日鐵技師 坂元左馬太著		下 200 頁	¥3.50		
第 10 輯 木工事の歩掛	B6	200 頁	¥2.50		
臺灣電力技師 薄井貫一著					
第 11 輯 高堰堤の設計と施工實例	B5	160 頁	¥3.50		
臺灣電力技師 薄井貫一著					
第 12 輯 一般發電所設計計算	B5	70 頁	¥1.50		
札幌工業教諭					
第 13 輯 平 三角法と實地應用測量	B6	200 頁	¥2.50		
本社編輯部版	A5	200 頁			
水力發電所工事設計施工例				設計圖寫真 30 數葉挿入	
例 泰阜發電所			¥ 3.20		送 26
工學士 柳瀨 著	A5	200 頁	¥2.00		送 14
建築士 柳瀨 著					
アメリカ工場建築事情	A5	200 頁	¥2.00		送 14
横濱高工助教授 建築科學 便所の研究	B6	200 頁	¥2.50		送 16
大泉博一郎著					
土木雜誌 3月特輯 飛行場建設資料	B5	100 頁	¥1.00		
土木雜誌 6.7月特輯 水力發電設計資料	2册	100 頁	¥1.00		
大東亜技術 南方 技術	B5 第一輯	90頁	¥1.50		送 06
研究会編					
南方關係の技術資料	=豫約會員募集中=	B5 第二輯	70頁	¥1.01	送 06

一月刊—土木雜誌

半ヶ年 3.00
一ヶ年 6.00
(送 共)

科學の振興と技術の公開をモットーとして數社合同新しく生れた國策雜誌なれ共 19 年の歴史と最新の内容を有する土木専門の工學雜誌なり

◎御注文書籍・雜誌は總て書店又は直接本社振替東京 61244 番へ

東京・丸ノ内
3丁目6番地

土木雜誌社

振替東京 61244 番
電話丸ノ内(23)2633番

昭和十八年

道路の改良

八月一日

第二十五卷
第八號

言 頭 卷

大東亞戰は前途尙ほ多事多難であると思はざるを得ないが今此決戦時下に於て國民の積極的協力なしには何事もなし遂げ難いのは炳として明瞭なる所である、即ち戦力増強の根本条件も積極的協力に在る、積極的協力は國民組織の確立に外ならない。國民組織と云ふは國民が企業に經濟に政治に文化に各種其の性能に従つて組織することに在る。されば彼の地方團體といふも一の法的國民組織の確立に外ならないのである。

我邦の地方自治といふ英米又は佛の如く官治と對立的に天賦人權とか個人主義とか自由主義とかに基礎づけられ自ら自治するといふにあらざらず。我邦の自治は官治の許容する範圍内に於て國民をして國務に習熟して漸く國務に參與せしめて國家の基礎を鞏固ならしむるに在る、乃ち國家の百世の基礎を樹つるの源根たらしむるに存す。地方自治を解して自治の爲にするが如きは「人民の爲にする人民自身によつて行はるる人民自身の政治なり」と前田多門氏の如く解するが如きは（朝日公民讀本第一五六頁）非も甚しきものである。實に地方自治の消長は國法の左右する處乃ち法が與へ、法が奪ふものである、法の力もまた偉大なりと謂ふべきである。

我邦の地方自治制は臣民共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進せしめことを目標として隣保團結を鞏固にして全體總力を國家の爲に役立たしむるに在る。地方自治制たる市制町村制は決して天賦の人權、自由平等又は人民の治務に基調付けらるるものでなく、プロイセンのシュタインが國家進展の爲に制定したるものと同じく國家統治の下部組織たるの實を擧ぐるに在る。國家の存立と市町村の存立とは相對立するものでなく、市町村は國家組織の一部分であることを閉却してはならぬ。特に決戦時下の立法に於て市長町村長の權限を擴大にし、國務が市町村事務の大部分となり、市町村固有事務は殆んど擧げて論ずるに足らぬこととなつたことは法の改訂に依つて生起したるも蓋し時勢の然らしむる所である。

地方自治體の支配權は人民に存するものと解するは極端に馳せたるものなるも去りとて全然國家の支配する所なりと解すべきにあらざらずとし敢て君民共同の統治乃ち君民共同の統治の如きものがある、之れも亦誤れるの弊しきものである、假令は權藤成郷氏の「君民共治論」の説を樹つてもある、權藤氏は成文立制の宣布を民自ら治まらしめ敢て習はざるを強めずとし、仁徳天皇の「天の君を立つる事は百姓の爲めの故に君は百姓を以て本となす」との詔、天智天皇の「當今の急、官を省き役を立息め上下心を同じうし」との詔、桓武天皇の「民は惟れ國の本なり本固ければ國樂し民の自ら治まる所に隨ふて之を治す」との詔を基とし民政を尊重せらるる大御心を遵奉して國民共治を語り、吾等深く其の非なるを遺憾とする。「義は乃ち君臣」と仰せられた聖旨に依り君臣の分敵乎として區別せらる、何處に統治を共同にすとの意存するにや、統治權は炳として至尊に存した臣民に存せざること明かである。

吾等は我邦の地方自治は國家の情勢が推移變遷するに隨ひ其の統治の事態に應じて變化せしむべきものたるを信ずるものである。決して國家の統治と對立し萬古不易の制なりと斷ずべきにあらず、論者の千思萬考を凝むこと切なるものである。（兆民）